

鳥栖市
子ども・子育て支援事業計画
(素案)

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1. 計画策定の背景と目的.....	3
2. 子ども・育て支援法に基づく制度の概要.....	4
3. 計画の位置づけ.....	7
4. 計画の対象.....	8
5. 計画の期間.....	8
6. 計画の策定体制.....	9
第2章 鳥栖市の子ども・子育て支援の現状と課題.....	10
1. 人口等の状況.....	10
2. 就労状況.....	16
3. 子ども・子育て支援の現状.....	18
4. ニーズ調査からみた子育ての状況.....	21
5. 鳥栖市の子ども・子育て支援の課題.....	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1. 基本理念.....	25
2. 計画の体系.....	26
第4章 計画の施策内容.....	28
1. 教育・保育等の提供区域の設定.....	28
2. 幼児期の学校教育・保育.....	29
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	32
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	45
5. 子ども・子育て支援の関連施策.....	45
6. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携.....	46
7. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進.....	48
第5章 計画の推進.....	49
1. 計画の推進体制.....	49
2. 進捗状況の管理.....	49

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、わが国では、未婚化や晩婚化により少子化が進んでいます。少子化の進行は、社会や経済、地域社会にも深刻な影響をおよぼすものです。

国は、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「次世代育成法」）を制定、地方公共団体や事業主に子育て支援施策を定める「次世代育成支援地域行動計画」（以下「次世代育成計画」）の策定を義務付け、次世代育成支援対策を推進してきました。

しかし、その後も少子化の傾向は続くとともに、社会や経済状況の変化により、保護者や子どもを取り巻く環境は変化し、保育所等の待機児童、家庭や地域での親の子育てのあり方、児童虐待やひとり親家庭の増加など様々な課題が発生しています。

このような課題に対応するため、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする、子ども・子育て支援新制度が平成27年度より始まることとなりました。

子ども・子育て支援法では、事業の実施主体は市町村とされ、市町村は幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

本市は、九州のクロスポイントに位置し、これまで多くの企業立地や転入者の増加により人口が増加してきました。

全国的に少子化が進むなかにおいても、今後も児童数は一定維持される見込みとなっており、多様化する子育て支援へのニーズを的確に把握し、対応することが求められています。

子ども・子育て支援新制度の趣旨をふまえ、本市における子ども・子育て支援に関する取り組みを総合的に進めていくことを目的に、「鳥栖市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「計画」という。）を策定します。

2. 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 新たな制度の目的

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画（鳥栖市次世代育成支援行動計画）を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しました。

■子ども・子育て支援法と制度の主な内容

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（新認定こども園法）
3. 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関連整備法）

子ども・子育て支援新制度は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されているもので、次の3つの目的を掲げています。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

保育園、幼稚園及び認定こども園との連携のための取り組みを促進し、保育環境の整備と保育士等の資質の向上を図ること。

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること。

地域の子ども・子育て支援の充実

地域の子ども・子育てに関する様々なニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること。

(2) 給付・支援事業について

新制度では、市が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分けられます。

■子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための教育・保育給付
 - ・施設型給付
認定こども園・幼稚園・認可保育所への給付
 - ・地域型保育給付
小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
- ② 子どものための現金給付
 - ・児童手当

■地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象として、市が地域の実情に応じて実施する事業。

- ①利用者支援事業（新規）
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 支給認定について

教育・保育施設等を利用する場合は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、市から「支給認定」（以下3区分）を受けます。

区分	対象者	利用対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

支給認定のうち、2号及び3号の認定を受けるには、保育の必要性の事由に該当することが必要となります（保育の必要性の認定）。

また、認定にあたっては、保育を必要とする事由や時間等に応じて、市から「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの認定を受けます。

保育が必要な事由	①就労 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間勤務など含む) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、負傷、障害 ④同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥継続的な求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて 継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市が認める場合
保育の必要量	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した利用 (月に120時間以上の就労) ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (月に120時間未満の就労)

3. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、鳥栖市の子どもと子育て家庭を対象として、市が今後進めていく子育て支援施策の方向性、目標等を定めるものです。

この計画の策定にあたっては、国が示す「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」（以下「基本指針」）に基づき、本市の状況を踏まえ、財政状況等を勘案しながら計画的に取り組みを推進します。

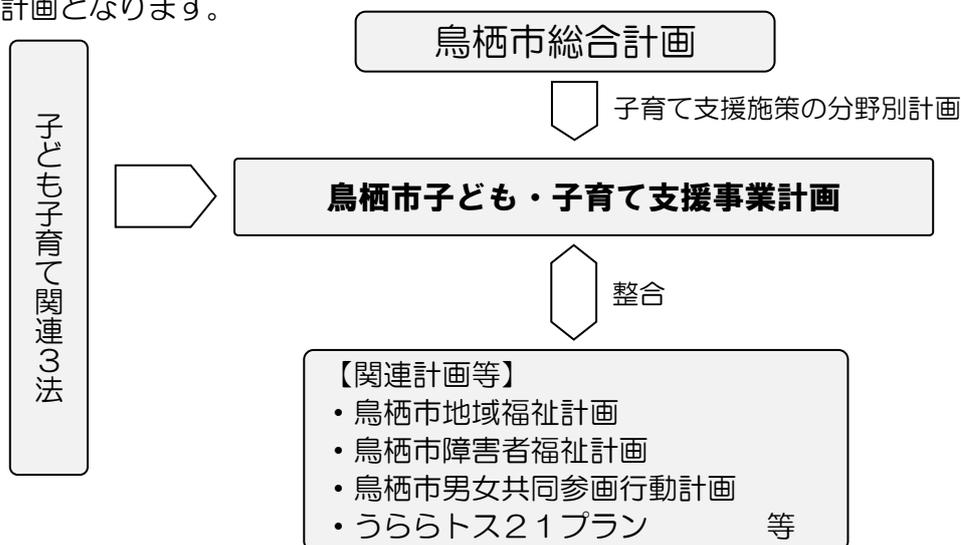
また、これまでの市の子育て支援施策の内容を定めた「鳥栖市次世代育成支援行動計画」（計画期間：平成17年度～平成26年度）の内容をふまえ、子ども・子育て支援法及び基本指針に定められている趣旨・目的に関連の高い事業を、子ども・子育て支援事業計画にも定めることとします。

■子ども・子育て支援法第61条第1項
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、第6次鳥栖市総合計画及び鳥栖市地域福祉計画、鳥栖市障害者福祉計画等の関連計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援新制度における新たな子育て支援の計画となります。



4. 計画の対象

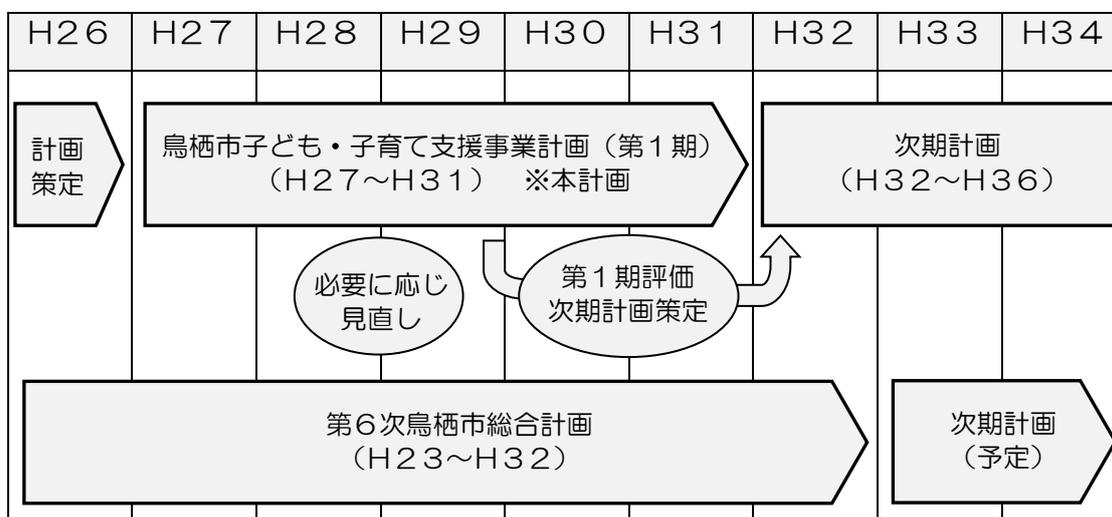
この計画は、妊娠、出産期から学童期（0歳～11歳）の子ども、保護者、子育て家庭等を対象とします。

5. 計画の期間

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援事業計画は5年を1期とし策定することとされています。

本計画は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、今後の子どもを取り巻く状況等をみながら必要に応じ中間年度（平成28年度から29年度）に計画の見直しを行います。



6. 計画の策定体制

(1) 鳥栖市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情をふまえるため、学識経験者、子育て支援に関する事業に従事する者、公募委員等で構成する「鳥栖市子ども・子育て会議」を設置し、意見を聴取したうえで策定しました。

(2) ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に平成25年11月に「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」(ニーズ調査)を実施し、子育て家庭の状況、子育て支援に関するサービスの利用状況や利用希望について把握を行いました。

■調査期間：平成25年11月18日～11月29日

■調査対象者、回収率

	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	1,200件	555件	46.25%
小学生児童保護者	300件	154件	51.33%
計	1,500件	709件	47.27%

第2章 鳥栖市の子ども・子育て支援の現状と課題

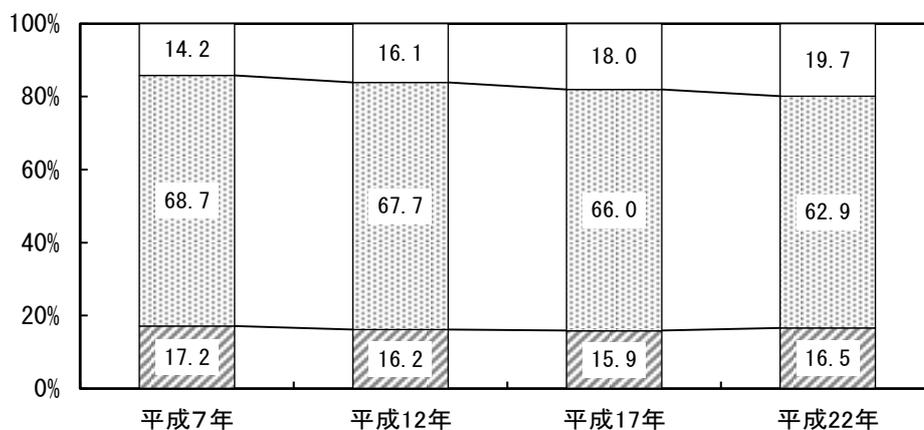
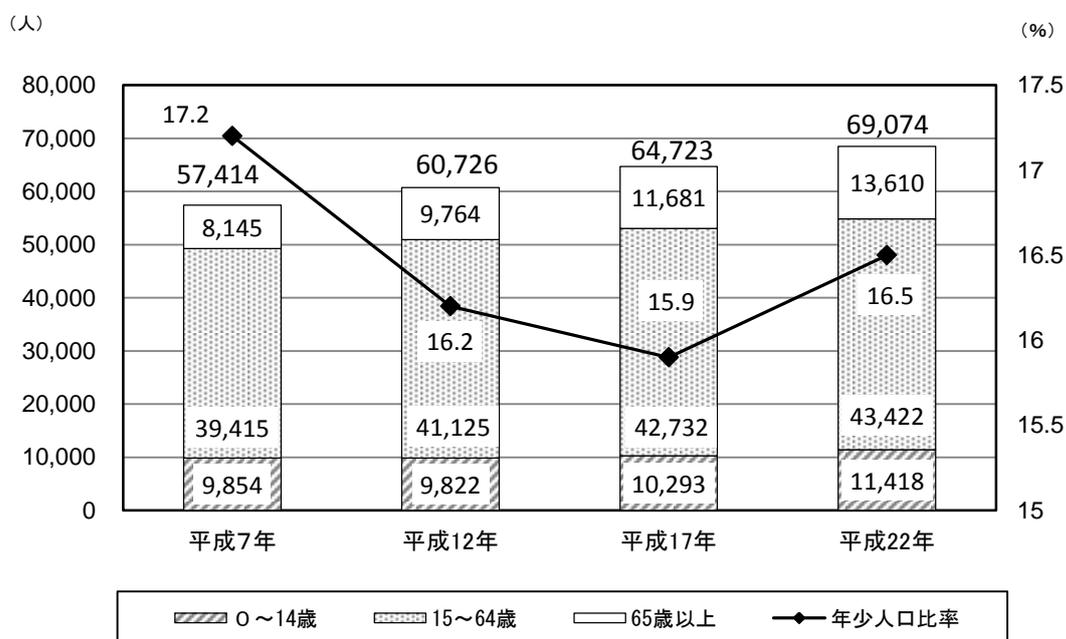
1. 人口等の状況

(1) 人口等の推移

本市の総人口は増加傾向にあり、平成22年に69,074人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0歳～14歳）は、11,418人、生産年齢人口（15歳～64歳）は43,422人、老年人口（65歳以上）は、13,610人で、いずれも年々増加しており、高齢化が進んでいます。

年齢3区分別構成比では、年少人口（1～14歳）は、平成12年から平成17年の間で減少しましたが、平成17年から平成22年の間で増加しています。



□ 0～14歳 □ 15～64歳 □ 65歳以上

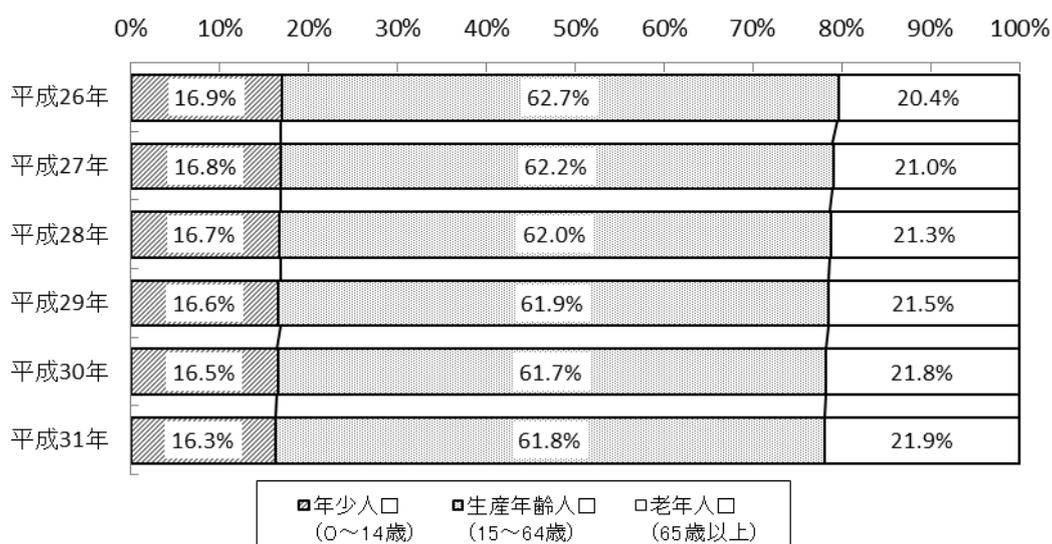
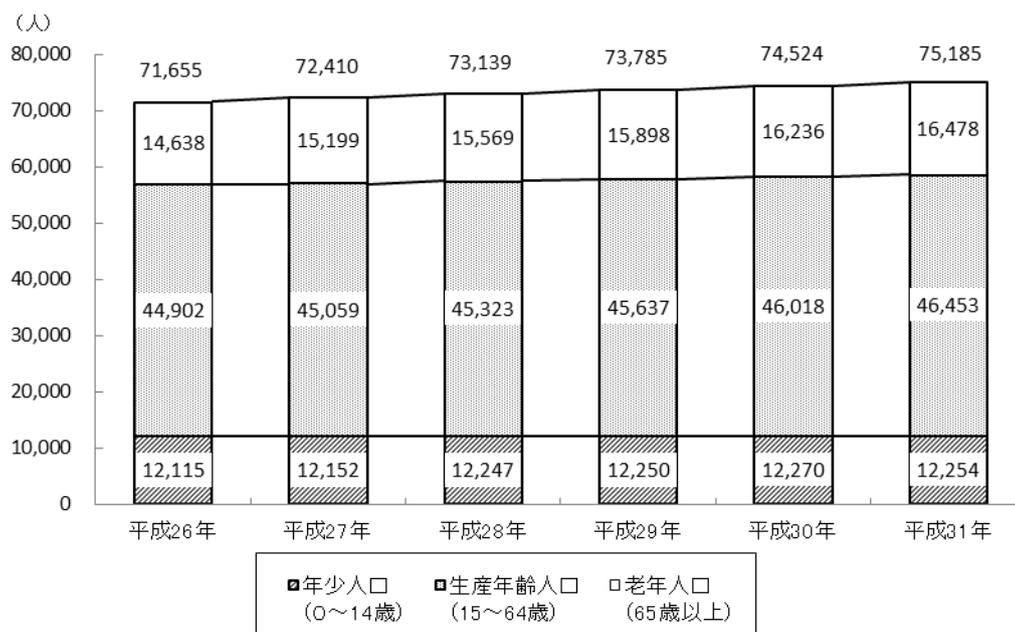
資料：国勢調査

(2) 人口等の将来推計

平成26年から平成31年までの人口推計をみると、総人口は増加する傾向にあり、平成31年には75,185人となります。

年齢3区分別では、すべての区分において増加することとなります。

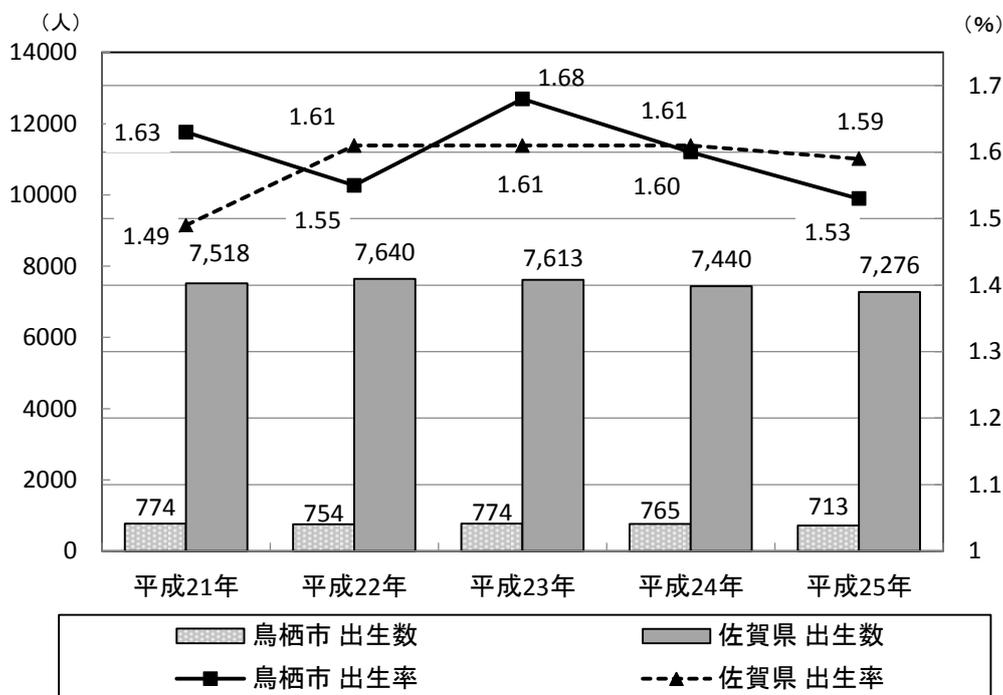
年少人口はわずかに増加しますが、老年人口は、増加数、増加率ともに高くなっており、高齢化が進行するものと推測されます。



(3) 出生の動向

出生数・出生率（合計特殊出生率）はいずれも横ばい傾向にあります。

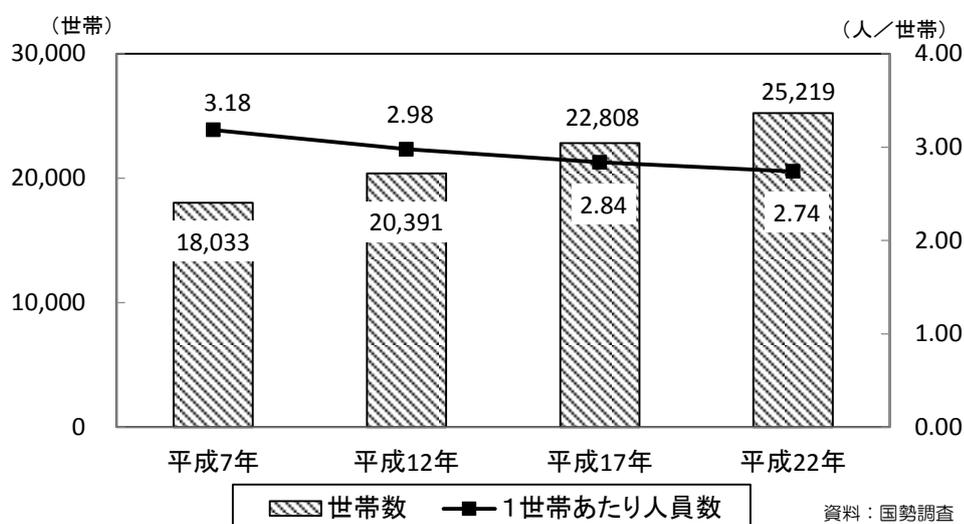
出生率は、平成23年には佐賀県の値より高くなっていますが、平成25年には本市の方が低くなっています。



資料：佐賀県統計書

(4) 世帯数の推移

本市の世帯数を見ると、増加していますが、1世帯あたり平均人員数については減少が続き、平成20年3月末の3.18人から、平成22年では2.74人になっており、核家族や単身世帯の増加などが進んでいることが伺えます。



資料：国勢調査

(5) 世帯構成の推移

本市の一般世帯数は、平成22年の国勢調査において25,156世帯と、増加傾向にあります。

世帯構成区分別では、世帯数は、「その他の親族世帯」が減少している一方、「核家族世帯」「非親族世帯」「単独世帯」においては増加しています。

また、「女親と子どもからなる世帯」及び「男親と子どもからなる世帯」は、世帯数、割合とも増加傾向が見られます。

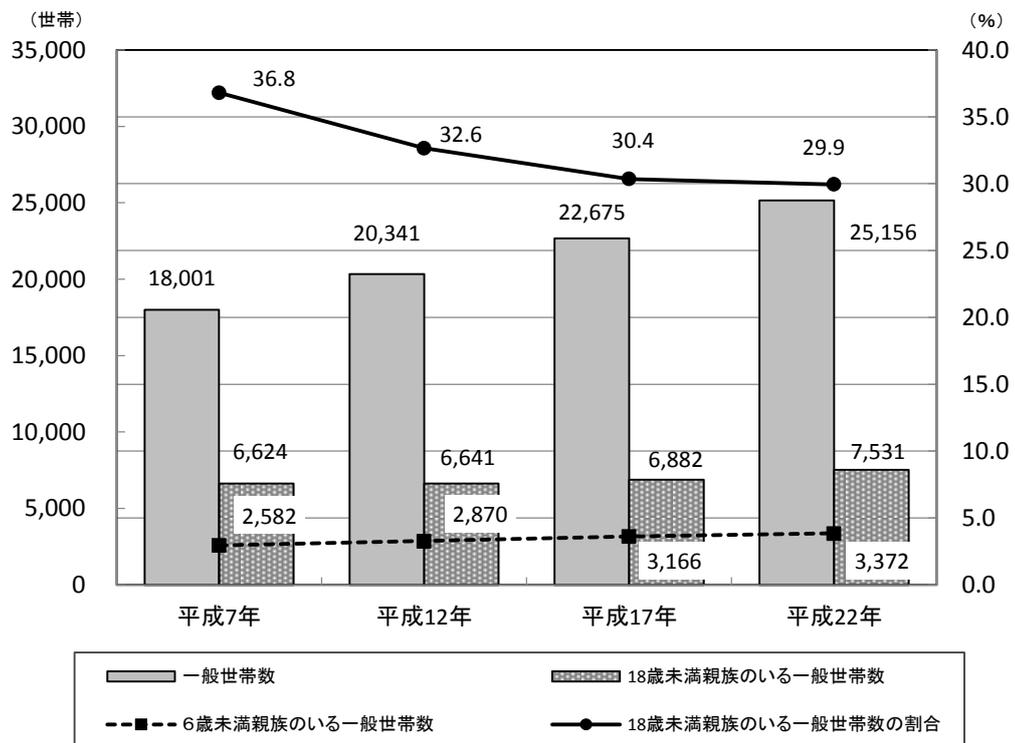
区分	鳥栖市				佐賀県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
一般世帯数	18,001	20,341	22,675	25,156	294,120	51,842,307
核家族世帯	10,751	12,271	13,611	15,219	162,605	29,206,899
	59.7%	60.3%	60.0%	60.5%	55.3%	56.3%
夫婦のみの世帯	2,864	3,546	4,053	4,556	53,238	10,244,230
	15.9%	17.4%	17.9%	18.1%	18.1%	19.8%
夫婦と子どもからなる世帯	6,571	7,153	7,606	8,330	79,963	14,439,724
	36.5%	35.2%	33.5%	33.1%	27.2%	27.9%
男親と子どもからなる世帯	—	217	277	282	3,892	664,416
	—	1.1%	1.2%	1.1%	1.3%	1.3%
女親と子どもからなる世帯	—	1,355	1,675	2,051	25,512	3,858,529
	—	6.7%	7.4%	8.2%	8.7%	7.4%
その他の親族世帯	3,259	3,299	3,234	2,932	56,677	5,308,648
	18.1%	16.2%	14.3%	11.7%	19.3%	10.2%
非親族世帯	26	85	115	179	2,023	456,455
	0.1%	0.4%	0.5%	0.7%	0.7%	0.9%
単独世帯	3,695	4,686	5,715	6,826	72,779	16,784,507
	20.5%	23.0%	25.2%	27.1%	24.7%	32.4%

資料：国勢調査

(6) 子どものいる世帯の推移

子どもがいる世帯の推移を見ると、平成22年の国勢調査では「6歳未満親族のいる一般世帯数」が3,372世帯、「18歳未満親族のいる一般世帯数」が7,531世帯となっており、いずれも増加しています。

区分	本市					県	全国
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
一般世帯数	16,128	18,001	20,341	22,675	25,156	294,120	51,842,307
6歳未満親族のいる一般世帯数	2,748	2,582	2,870	3,166	3,372	33,086	4,877,321
	17.0%	14.3%	14.1%	14.0%	13.4%	11.2%	9.4%
18歳未満親族のいる一般世帯数	7,401	6,624	6,641	6,882	7,531	81,980	11,989,891
	45.9%	36.8%	32.6%	30.4%	29.9%	27.9%	23.1%



資料：国勢調査

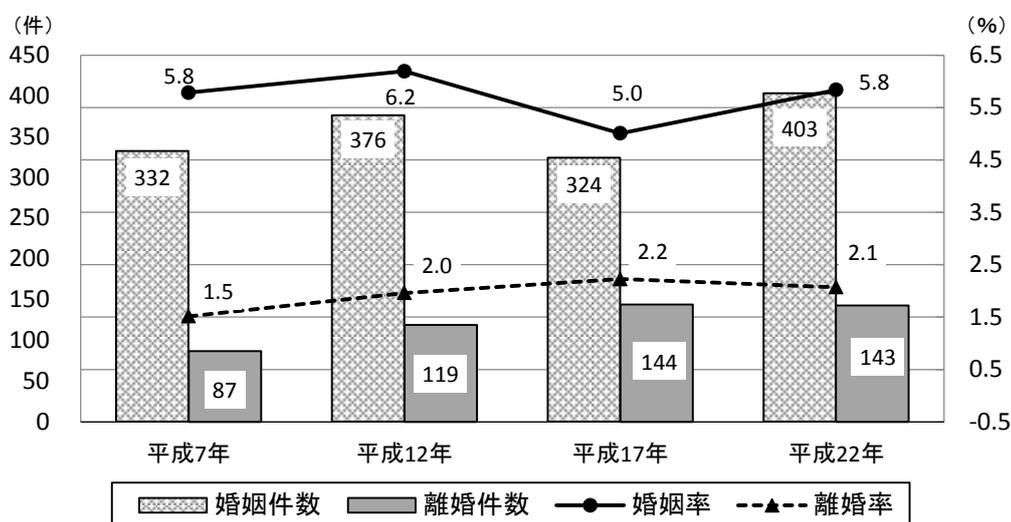
(7) 婚姻の動向

平成7年以降、本市の婚姻件数は、300件台後半から400件台の前半で増減を繰り返しており、婚姻率は人口千人当り5.0～6.2前後で推移し、平成22年時点で佐賀県及び全国における婚姻率を上回っています。

また、離婚件数は100件台前半で推移しており、離婚率は人口千人当り1.5～2.2前後で推移しています。

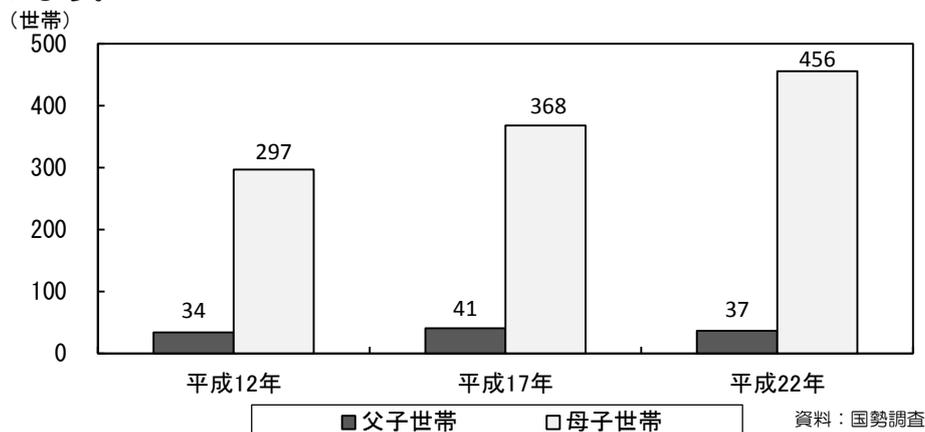
区分	鳥栖市				佐賀県	全国
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成22年	平成22年
婚姻件数	332	376	324	403	4,210	700,214
婚姻率 (人口千人当)	5.8	6.2	5.0	5.8	5.0	5.5
離婚件数	87	119	144	143	1,536	251,378
離婚率 (人口千人当)	1.5	2.0	2.2	2.1	1.8	2.0

資料：国勢調査



(8) ひとり親家庭の推移

父子世帯数は40世帯を前後に横ばいで推移している一方、母子世帯数は増加傾向が続いています。



資料：国勢調査

2. 就労状況

(1) 男女別就業率

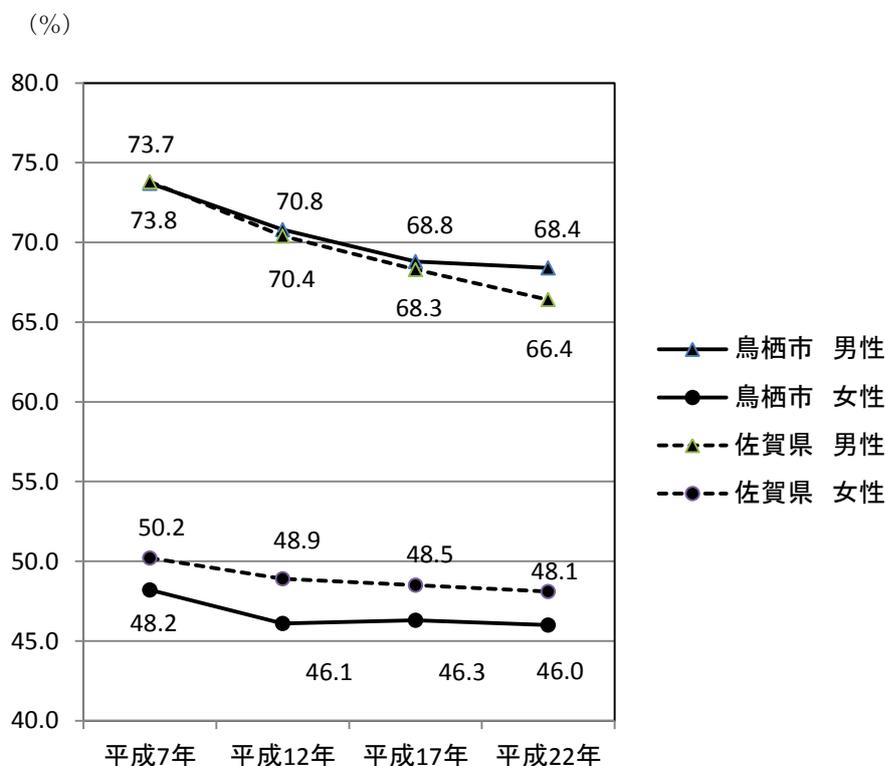
男女別就業率の推移をみると、男女とも就業率は減少傾向にあります。高齢者の増加等が影響していると推察されます。

就業率について、男女を比較すると、平成22年で男性の方が18.3ポイント高くなっています。

佐賀県との就業率と比較すると、平成22年では男性は2ポイント高く、女性は2.1ポイント低くなっています。

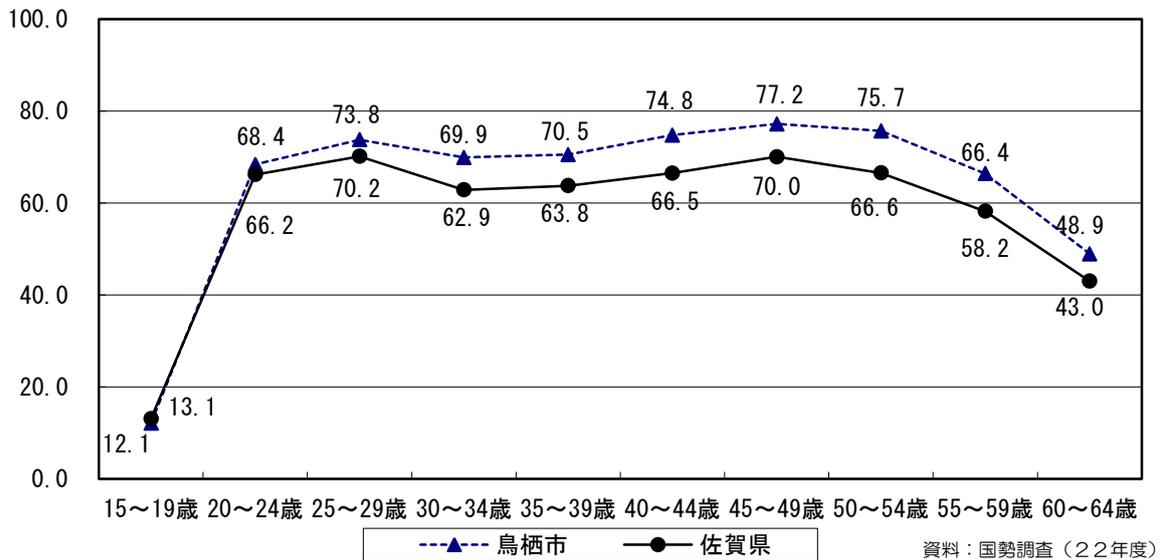
			平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
鳥栖市	就業率	男性	73.7	70.8	68.8	68.4
		女性	48.2	46.1	46.3	46.0
	就業者数	男性	16,398	16,961	17,642	18,169
		女性	12,215	12,424	13,330	14,024
	15歳以上人口	男性	22,238	23,959	25,644	26,559
		女性	25,322	26,930	28,769	30,473
佐賀県	就業率	男性	73.8	70.4	68.3	66.4
		女性	50.2	48.9	48.5	48.1
	就業者数	男性	248,264	239,609	232,173	222,437
		女性	194,773	191,848	191,206	186,840
	15歳以上人口	男性	336,289	340,148	340,063	335,015
		女性	387,711	392,335	393,909	388,287

資料：国勢調査



(2) 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率は、20歳から59歳まで60%を超えており、佐賀県の値より高くなっています。女性の就業率を年齢別にみると、30歳から44歳まで下がっており、いわゆるM字カーブがみられますが、本市においては、M字カーブの底（結婚・出産期による離職）は浅くなっています。



3. 子ども・子育て支援の現状

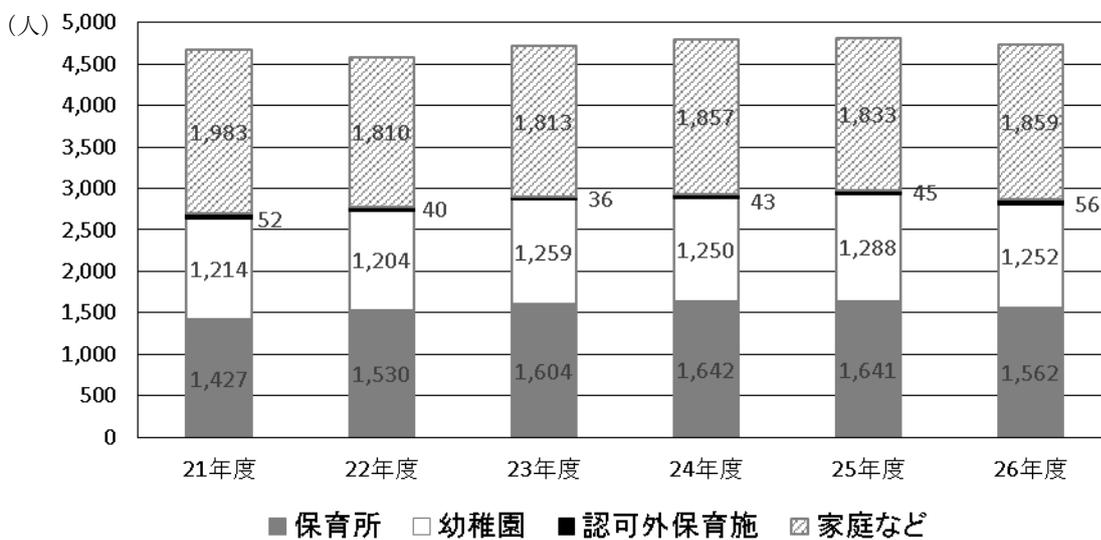
(1) 教育・保育施設等の利用状況

本市には、認可保育所14園、幼稚園8園、認可外保育施設13園があり、利用人数の推移は以下のとおりです。

保育所は1,500人～1,600人前後、認可外保育施設は30人～50人前後、幼稚園は1,200人台で、それぞれ横ばいで推移しています。

3歳未満児の保育所等の利用は約3割、在宅での子育て家庭が約7割となっています。

3歳以上児のほとんどが、幼稚園、保育所、認可外保育所等を利用しています。



(2) 特別保育の実施状況

①時間外保育（延長保育）事業

保育所における通常の開所時間（11時間）を超えて、更に延長して保育を行う事業です。市内すべての保育所で実施しています。

(単位: 年間のべ利用者数)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	2,228	2,580	3,076	3,151	2,843

②一時預かり事業

保護者の病気やけが、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な時に、保育所において児童を一時的に預かる事業です。

(単位: 年間のべ利用者数)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	3,448	3,092	2,520	2,367	3,387

③病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、児童が入院治療を要しない病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。本市では、病気の回復期にある児童を対象とした病後児保育を保育園1園で実施しています。

(単位：年間のべ利用日数)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用日数	25	15	26	19	23

(3) 地域での子育て支援事業

①地域子育て支援拠点事業

地域における子育て支援拠点として、乳幼児とその保護者の相互交流、子育てに関する相談、情報提供などを行っています。市内に6カ所設置しています。

(単位：年間のべ利用者数)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用日数	27,429	35,090	34,242	25,600	25,380
設置箇所数	6	6	6	6	6

②乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

市の保健師等が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行う事業です。

平成25年度で実人数652人の児童を訪問しています。

③養育支援訪問事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、育児に関する相談、助言及び指導等を行っています。

平成25年度で実人数101人の児童を訪問しています。

④放課後児童健全事業

保護者が就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～3年生）に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

(単位：年間平均出席者数)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
出席者数	453	486	511	512	545

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が病気や出産、家族の介護又はそのほかの理由で児童を養育できない時に、児童養護施設等において、一時的に児童を預かる事業です。

（単位：年間実利用者数）

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用者数	10	6	0	0	2

4. ニーズ調査からみた子育ての状況

計画を策定するうえでの基礎データを得るため「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」（ニーズ調査）を実施し、子育て家庭を取り巻く状況は次のように推測されます。

（1）家族の状況

一世帯の子どもの数は、2人が最も多く、39.1%となっており、次いで3人が16.2%となっています。家庭で子どもの子育てを主にしているのは、「父母とも」が49.1%、「主に母親」が48.2%となっており、「主に父親」は、0.3%と少なく、半数の家庭において主に母親が子育てを行っている状況にあります。

（2）子どもの育ちをめぐる環境

緊急時や用事の時には祖父母にみてもらえる家庭は、就学前児童では55.3%、小学生児童では47.4%と約半数の割合となっています。

（3）子どもの保護者の就労状況

就労している母親について、フルタイムで就労している母親が、就学前では22.3%、小学生では33.1%みられ、現在、就労していない母親については、子どもが3～4歳になった時に、パートタイムやアルバイト（全体で48.5%）、フルタイム（全体で5.5%）での就労を希望しています。子育てしながら仕事ができる環境が求められています。

（4）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日に利用している教育・保育の事業は、認可保育所が48.2%、幼稚園が42.7%、幼稚園の預かり保育が8.2%となっています。

今後の利用希望については、認可保育所が50.6%、幼稚園が54.4%、幼稚園の預かり保育が25.0%、認定こども園が13.0%と、幼稚園の利用希望が高くなっています。

（5）地域の子育て支援事業の利用状況

地域子育て支援センターは、現状で18.4%に利用の経験がありますが、今後新たに利用したいや利用回数を増やしたいは33.9%となっています。利用回数は、現状では月に1回、2回が最も多いのですが、今後、月に2回、3回と多くなっています。

ファミリー・サポート・センターは、現状では0.8%に利用の経験がありますが、今

後の利用意向は9.5%と高くなっています。

(6) 子どもの病気の際の対応（平日の教育・保育の利用者のみ）

子どもが病気やケガの時に、教育・保育の事業を使用できなかった経験があったとの回答が全体の70.9%みられ、その際は、71.0%が「母親が休んだ」としています。

「父母が仕事を休んで看ることが非常に難しい」とする人が全体の26.1%あり、「病児・病後児保育事業」の利用意向は、「利用したい」とする人が38.4%みられます。

(7) 子どもの放課後等の過ごし方

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、小学校低学年（1～3年生）時の利用意向として、就学前児童では44.7%、小学生児童では18.2%の利用意向があり、高学年（5～6年生）時では、就学前児童30.9%、小学生児童13.6%の利用意向がみられます。

日曜日・祝日の利用は、就学前児童で13.0%、小学生児童で7.7%が低学年の間は利用したいと回答しており、長期の休暇中の利用についても、小学生児童の32.5%の人が低学年の間は利用したいと回答しています。

(8) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

母親の育児休業制度の取得経験について、「取得した」が全体の31.7%、「取得していない」が19.6%となっています。母親が育児休業を取得していない理由として、就学前児童の保護者では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が21.6%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が17.1%みられ、小学生児童の保護者では、「職場に育児休業の制度がなかった」が25.0%、「仕事が忙しかった」が17.9%となっています。中には、育児休業を取得できることを知らなかったという回答が0.9%みられました。

(9) 鳥栖市における子育ての環境や支援

鳥栖市における子育ての環境や支援については、満足度が「普通」は40.8%と最も多く、満足度が「高い」は25.3%となっています。一方、満足度が「低い」は27.5%となっています。

5. 鳥栖市の子ども・子育て支援の課題

ニーズ調査や現在の子育て支援に関する各種事業や施設の利用状況などから、本市における子育て支援の課題として以下のことがあげられます。

(1) 高まる保育ニーズへの対応

- ① ニーズ調査では、現在働いていない保護者のうち、預け先があれば働きたいという意向が高く保育所等の利用ニーズが高まっていることがわかります。
- ② 近年、保育所や放課後児童クラブの利用申込は増加傾向にあり、保育所においては待機児童も発生している状況です。このため、より多くの子ども達を受け入れられるよう、受け入れ体制の充実が求められています。
- ③ 保育所や放課後児童クラブ等に従事する保育士や指導員の確保と技術・技能を含む質の向上が必要です。

(2) 幼児期の教育への対応

- ① 今後利用したい施設として幼稚園の利用意向が高くなっていることから、幼児期の教育に対するニーズが高いと考えられます。
- ② 保護者の就労形態によらず、教育・保育の一体的な提供及び地域での子育て支援拠点となる認定こども園の普及促進を図る必要があります。

(3) 病児・病後児保育や一時預かり事業など、保護者のニーズに応じたきめ細やかな子育て支援の充実

- ① 子どもが病気の際に、決まった預け先（実家、友人等）がない世帯が存在しています。現在、病気の回復期の子どもを預かる「病後児保育」を実施していますが、病気の回復期に至らない子どもでも利用可能な「病児保育」の実施も求められています。
- ② 今後も一時的な保育が必要な保護者や緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の充実が求められています。

(4) 子育て支援センター等地域における子育て支援の充実

- ① 子育て支援センターの利用者数は近年増加傾向にあり、ニーズ調査からも今後も増えていくことが予測されます。

情報発信、交流の場の提供、相談や助言、子育て支援サークルの育成などに取り組

み、地域の身近な場所での子育て支援拠点となる必要があります。

- ② 子育て支援センターでの相談件数も増加傾向にあります。育児の方法に関することから子どもの健康・発達に関する専門的な相談も増えており、それに対する適切な助言や、専門的な支援が必要な場合は専門機関へつなげるなど、様々な役割が求められています。

(5) 配慮が必要な子育て家庭への支援

- ① ひとり親家庭、障害児とその家庭、児童虐待のおそれのある家庭など、配慮が必要な子育て家庭が増加しています。個々の状況に応じ、専門性をもつ機関と連携した対応が求められています。

(6) 子育てと仕事の両立支援

- ① 妊娠・出産を期に離職する母や、育児休業の取得率において父母に大きな隔たりがあるなど、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)への取り組みが進んでいない状況です。
- ② 仕事と子育ての両立を図るために、男女ともに育児休業を取得しやすいというような環境整備に加え、子育て期に多様で柔軟な働き方が選択できるような社会基盤の拡充と、個々の事情に応じた保育サービスが利用できる体制の整備が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第6次鳥栖市総合計画における目指すべき将来都市像「住みたくなるまち鳥栖」および子育て支援に関する基本目標「共に認め合い、支えあう、温かみと安心感のあるまち」を掲げ、まちづくりに取り組んでいます。

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画では、総合計画の子育て支援に関する分野別計画として、妊娠、出産、乳幼児期、学童期の子育てを通じ、子どもが健やかに育つとともに、子育て中の家庭へは、地域全体で温かく見守り、支えあっていくことで、子育て不安の軽減や子育てに対する自信をつけていくことも必要です。

親、子、地域がともに子育てに携わり、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、ともに温かみや安心感のある社会の実現を願い、基本理念を以下のように定めます。

**子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し
よろこび・温かみ・安心感のあるまち**

2. 計画の体系

基本理念を実現するため、3つの目標をたて、それぞれに関連する施策を実施します。

基本目標 1	子どもの健やかな育ちを支える環境づくり
--------	---------------------

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、多様な子育て支援の充実を図ります。

- 教育・保育施設の供給体制の確保
- 教育・保育の質の向上
- 放課後児童育成健全事業
- 延長保育事業
- 保育所、幼稚園等の一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 教育・保育施設での障害児への支援

基本目標 2	安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり
--------	--------------------------

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりや、育児休業からの職場復帰に向けた、きめ細やかな相談体制を整えるなど、親子がともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

- 待機児童の解消
- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査
- 子育てと仕事の両立支援

基本目標 3	子育て家庭を地域で支える環境づくり
--------	-------------------

子どもと子育て家庭への支援を実現するために、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支え合うことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障害、疾病、虐待、貧困など支援が必要な子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 利用者支援事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 児童虐待の防止
- ひとり親家庭への支援

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画体系図

<基本理念>

子育てを支えあい 子どもたちが健やかに成長し
よろこび・温かみ・安心感のあるまち

<基本目標1>子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

- 施策
- 教育・保育施設の供給体制の確保
 - 教育・保育の質の向上
 - 放課後児童育成健全事業
 - 延長保育事業
 - 保育所、幼稚園等の一時預かり事業
 - 病児・病後児保育事業
 - 教育・保育施設での障害児への支援

<基本目標2>安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

- 施策
- 待機児童の解消
 - 利用者支援事業
 - 妊婦健康診査
 - 子育てと仕事の両立支援

<基本目標3>子育て家庭を地域で支える環境づくり

- 施策
- 地域子育て支援拠点事業
 - 乳児家庭全戸訪問事業
 - 利用者支援事業
 - 養育支援訪問事業
 - 子育て短期支援事業
 - 要保護児童対策協議会

第4章 計画の施策内容

1. 教育・保育等の提供区域の設定

(1) 提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針（市町村事業計画を策定するうえでの国の考え方）では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育等の利用状況、施設の配置状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

提供区域の設定においては、施設や事業の将来の量の見込み（需要）に対応する確保方策（供給）を講じることが求められ、需給調整の判断基準となる基本的な単位となるものです。

(2) 区域設定の考え方

現在の施設、事業の配置や実施状況、今後の確保方策を講じるため、事業ごとに以下のとおり提供区域を設定します。

分類	事業名	区域
教育・保育	保育所、幼稚園、認定こども園、 地域型保育事業	中学校区
地域子ども・子育て 支援事業	一時預かり事業（預かり保育事業） 時間外保育（延長保育）事業	
	放課後健全育成事業（放課後児童クラブ） 地域子育て支援拠点事業	小学校区
	利用者支援事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 病児・病後児保育事業	市内全域

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、提供区域の設定は必要ありません。

2. 幼児期の学校教育・保育

(1) 教育・保育事業

【事業の内容】

保育園は、保護者が日中就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的とし、学校教育を実施します。また、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育、保育及び子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

近年、保育所への入所児童が増加しており、平成26年度当初（4月1日現在）では、32名の待機児童が発生しています。

【量の見込み及び確保方策】

現時点の推計では、2号・3号認定児童（保育を必要とする児童）の量の見込みが、既存施設による供給量を上回る見込みです。

市では、既存保育所の定員増、幼稚園への認定こども園への移行を働きかけるなど、供給量の確保に努め、平成29年度までに待機児童の解消を目指します。

また、今回のニーズ調査に基づく潜在的保育需要（現在は働いていないが、将来就労し保育所等を利用する意向）、実際の入所申込者数等の動向を踏まえ、今後施設の改修、新規整備を行うなど、供給量の確保に努めます。

<市全体>

年度	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		3歳～5歳	3歳～5歳		0歳		1・2歳	3歳～5歳	3歳～5歳			0歳	1・2歳	3歳～5歳	3歳～5歳	
①量の見込み	800	299	1,001	380	780	800	485	1,000	370	801	810	307	1,006	373	779	
②確保方策	特定教育・保育施設	110	63	995	241	609	242	167	1,107	325	699	394	295	1,139	363	739
	確認を受けない施設	1,004	251	0	0	0	742	251	0	0	0	430	251	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	21	84	0	0	0	21	84	0	0	0	21	84
③過不足（②-①）	314	15	▲6	▲118	▲87	184	▲67	107	▲24	▲18	14	239	133	11	44	

年度	平成30年度					平成31年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		3歳～5歳	3歳～5歳		0歳		1・2歳	3歳～5歳	3歳～5歳		0歳
①量の見込み	800	300	1,000	369	695	800	300	827	358	800	
②確保方策	特定教育・保育施設	394	295	1,139	363	739	394	295	1,139	363	739
	確認を受けない施設	430	251	0	0	0	430	251	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	21	84	0	0	0	21	84
③過不足（②-①）	24	246	139	15	128	24	246	312	26	23	

<鳥栖中学校区>

年度		27年度					28年度					29年度				
認定区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号	1号	2号		3号		
		3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳
			教育を希望	左記以外				教育を希望	左記以外				教育を希望	左記以外		
①量の見込み		253	106	242	112	208	250	110	238	107	228	250	110	238	107	228
②確保 方策	特定教育・保育施設	0	0	256	57	152	76	64	315	79	187	152	128	331	108	212
	確認を受けない施設	448	112	0	0	0	292	112	0	0	0	136	112	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	8	35	0	0	0	8	35	0	0	0	8	35
③過不足(②-①)		195	6	14	▲47	▲21	118	66	77	▲10	▲6	38	130	93	9	19

年度		30年度					31年度				
認定区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳
			教育を希望	左記以外				教育を希望	左記以外		
①量の見込み		256	109	249	100	139	260	111	83	95	238
②確保 方策	特定教育・保育施設	152	128	331	108	212	152	128	331	108	212
	確認を受けない施設	136	112	0	0	0	136	112	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	8	35	0	0	0	8	35
③過不足(②-①)		32	131	82	16	108	28	129	248	21	9

<田代中学校区>

年度		27年度					28年度					29年度				
認定区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号	1号	2号		3号		
		3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳
			教育を希望	左記以外				教育を希望	左記以外				教育を希望	左記以外		
①量の見込み		296	107	309	82	284	298	97	304	81	278	323	112	329	84	252
②確保 方策	特定教育・保育施設	0	0	405	70	207	56	40	415	90	227	56	40	415	90	227
	確認を受けない施設	300	75	0	0	0	194	75	0	0	0	194	75	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	8	32	0	0	0	8	32	0	0	0	8	32
③過不足(②-①)		4	▲32	96	▲4	▲45	▲48	18	111	17	▲19	▲73	3	86	14	7

年度		30年度					31年度				
認定区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳		0歳	1・2歳
			教育を希望	左記以外				教育を希望	左記以外		
①量の見込み		312	108	317	86	254	308	105	310	83	255
②確保 方策	特定教育・保育施設	56	40	415	90	227	56	40	415	90	227
	確認を受けない施設	194	75	0	0	0	194	75	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	8	32	0	0	0	8	32
③過不足(②-①)		▲62	7	98	12	5	▲58	10	105	15	4

<基里中学校区>

年度	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	1号	2号		3号			
		3歳~5歳	3歳~5歳		0歳		1・2歳	3歳~5歳			3歳~5歳		0歳	1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳
認定区分	教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育を希望		左記以外	0歳	1・2歳	教育を希望	左記以外			0歳	1・2歳
①量の見込み	52	28	139	46	96	60	31	158	44	95	62	33	165	44	94	
②確保 方策	特定教育・保育施設	0	0	60	20	30	0	0	60	20	30	0	0	60	20	30
	確認を受けない施設	64	16	0	0	0	64	16	0	0	0	64	16	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	12	▲12	▲79	▲26	▲66	4	▲15	▲98	▲24	▲65	2	▲17	▲105	▲24	▲64	

年度	平成30年度					平成31年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		3歳~5歳	3歳~5歳		0歳		1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳		0歳
認定区分	教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育を希望		左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	65	34	171	44	95	63	34	167	43	96	
②確保 方策	特定教育・保育施設	0	0	60	20	30	0	0	60	20	30
	確認を受けない施設	64	16	0	0	0	64	16	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	▲1	▲18	▲111	▲24	▲65	1	▲18	▲107	▲23	▲66	

<鳥栖西中学校区>

年度	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		3歳~5歳	3歳~5歳		0歳		1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳			0歳	1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳	
認定区分	教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育を希望		左記以外	0歳	1・2歳	教育を希望			左記以外	0歳	1・2歳
①量の見込み	199	58	311	140	192	192	247	300	138	200	175	52	274	138	205	
②確保 方策	特定教育・保育施設	110	63	274	94	220	110	63	317	136	255	186	127	333	145	270
	確認を受けない施設	192	48	0	0	0	192	48	0	0	0	36	48	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	5	17	0	0	0	5	17	0	0	0	5	17
③過不足(②-①)	103	53	▲37	▲41	45	110	▲136	17	3	72	47	123	59	12	82	

年度	平成30年度					平成31年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		3歳~5歳	3歳~5歳		0歳		1・2歳	3歳~5歳	3歳~5歳		0歳
認定区分	教育を希望	左記以外	0歳	1・2歳		教育を希望		左記以外	0歳	1・2歳	
①量の見込み	167	49	263	139	207	169	50	267	137	211	
②確保 方策	特定教育・保育施設	186	127	333	145	270	186	127	333	145	270
	確認を受けない施設	36	48	0	0	0	36	48	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	5	17	0	0	0	5	17
③過不足(②-①)	55	126	70	11	80	53	125	66	13	76	

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業

【事業の内容】

時間外保育（延長保育）事業は、開所時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。

【現状】

現在、市内全ての保育所（14園）において実施しています。

【量の見込み及び確保方策】

延長保育の実施については、通常開所時間（11時間）以外の実施となるため、現在の施設定員の範囲内での実施が可能です。

ただし、長時間保育が子どもの負担とならないよう配慮しながら、延長保育を実施していきます。

（単位：年間実利用者数）

提供区域		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
鳥栖中学校区	量の見込み	68	71	72	78	77
	確保方策	68	71	72	78	77
田代中学校区	量の見込み	118	121	123	127	126
	確保方策	118	121	123	125	126
基里中学校区	量の見込み	26	28	29	31	31
	確保方策	26	28	30	31	31
鳥栖西中学校区	量の見込み	68	69	65	66	66
	確保方策	68	69	65	66	66
合計	量の見込み	280	289	289	302	300
	確保方策	280	289	290	300	300

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

平成26年度現在、8小学校区で14のクラブを開設し、公設民営（運営団体：鳥栖市放課後児童クラブ運営協議会）で実施しています。

【量の見込み及び確保方策】

学校施設等を最大限に活用し確保していきます。

設備運営基準を遵守するとともに、常に基準を向上させるよう努めていきます。

放課後子ども教室との一体的、又は連携による事業の実施を目指します。

地域のニーズに応じ、質と量の両面にわたり、保育環境の充実を図ります。

<市全体>

年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市全体	①量の見込み	982 27箇所	983 27箇所	983 27箇所	991 27箇所	991 27箇所
	②確保方策	732 17箇所	833 20箇所	958 24箇所	1,070 27箇所	1,070 27箇所
	③過不足（②-①）	▲250	▲150	▲25	79	79

<提供区域別>

	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
鳥栖小学校区	①量の見込み	101 3箇所	102 3箇所	102 3箇所	102 3箇所	102 3箇所
	②確保方策	80 2箇所	80 2箇所	90 2箇所	110 3箇所	110 3箇所
	③過不足(②-①)	▲ 21	▲ 22	▲ 12	8	8
鳥栖北小学校区	①量の見込み	149 4箇所	149 4箇所	149 4箇所	150 4箇所	150 4箇所
	②確保方策	101 2箇所	101 2箇所	120 3箇所	160 4箇所	160 4箇所
	③過不足(②-①)	▲ 48	▲ 48	▲ 29	10	10
田代小学校区	①量の見込み	67 2箇所	67 2箇所	67 2箇所	68 2箇所	68 2箇所
	②確保方策	51 1箇所	70 2箇所	70 2箇所	80 2箇所	80 2箇所
	③過不足(②-①)	▲ 16	3	3	12	12
弥生が丘小学校区	①量の見込み	243 5箇所	243 5箇所	243 5箇所	246 5箇所	246 5箇所
	②確保方策	166 3箇所	208 4箇所	208 4箇所	250 5箇所	250 5箇所
	③過不足(②-①)	▲ 77	▲ 35	▲ 35	4	4
若葉小学校区	①量の見込み	83 3箇所	83 3箇所	83 3箇所	84 3箇所	84 3箇所
	②確保方策	70 2箇所	70 2箇所	105 3箇所	105 3箇所	105 3箇所
	③過不足(②-①)	▲ 13	▲ 13	22	21	21
基里小学校区	①量の見込み	60 2箇所	60 2箇所	60 2箇所	60 2箇所	60 2箇所
	②確保方策	46 1箇所	46 1箇所	75 2箇所	75 2箇所	75 2箇所
	③過不足(②-①)	▲ 14	▲ 14	15	15	15
麓小学校区	①量の見込み	101 3箇所	101 3箇所	101 3箇所	102 3箇所	102 3箇所
	②確保方策	70 2箇所	110 3箇所	110 3箇所	110 3箇所	110 3箇所
	③過不足(②-①)	▲ 31	9	9	8	8
旭小学校区	①量の見込み	178 5箇所	178 5箇所	178 5箇所	179 5箇所	179 5箇所
	②確保方策	148 4箇所	148 4箇所	180 5箇所	180 5箇所	180 5箇所
	③過不足(②-①)	▲ 30	▲ 30	2	1	1

(3) 放課後子ども教室

【事業の内容】

全ての児童を対象に、放課後や週末等に子どもの安全・安心な居場所を設け、勉強やスポーツ・文化活動等の取組を実施することで、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

【現状】

各小学校区にある地区まちづくり推進センター（旧地区公民館）事業として全ての8小学校区で実施しています。

【量の見込み及び確保方策】

放課後児童クラブとの一体的な、又は連携による実施に取り組みます。
すべての小学校区において、学校施設内で子ども教室を開催するなどの取り組みにより、放課後児童クラブとの一体的な、又は連携による実施を目指し、一層の充実を図っていきます。

（単位：実施校区数）

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後子ども教室	8	8	8	8	8
一体型	-	1	2	8	8

(4) 病児・病後児保育事業

【事業の内容】

児童が入院治療を要しない病気療養中または病気の回復期で集団生活が困難な期間に、保護者が就労等により看病できない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行う事業です。

【現状】

保育所等を利用する保護者においては、子どもの病気により仕事を休み、その看護にあたるのが難しい状況にあるとともに、実家（祖父母）や知人など特定の預け先がない世帯が一定数存在しています。

現在、病気の回復期にある児童を対象とした病後児保育を保育園1園で実施しています。

一方、病気の回復期に至らない子どもを対象とした病児保育の利用意向も高まっています。

【量の見込み及び確保方策】

現在の病後児保育は引き続き実施するとともに、病児保育についても、実施可能な施設、実施方法等の検討を行い、事業開始を目指します。

(単位：年間のべ利用者数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	25	25	30	30	30
確保方策	25	25	30	30	30

(5) 子育て短期支援事業

【事業の内容】

①短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

②夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

【現状】

本市には事業実施が可能な施設がないことから、現在、市外の児童養護施設に事業を委託実施しています。

【量の見込み及び確保方策】

現在の利用状況やファミリー・サポート・センター事業による対応も可能なことから、現在の実施体制で対応可能と考えます。

今後も支援が必要な家庭を的確に把握し、必要な支援を提供できるよう努めます。

(単位：年間のべ利用者数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15

(6) 一時預かり事業（幼稚園）

【事業の内容】

幼稚園において通常の教育時間（約4時間）の前後や長期休業期間中などに、保護者の利用希望に応じ、児童を預かる事業です。

【現状】

各私立幼稚園において一時預かり（預かり保育）を実施しています。

【量の見込み及び確保方策】

今後も量の見込みは増えるため、新規開設する認定こども園での実施及び既存幼稚園では従来の私学助成補助金の活用を図るなど、受け入れ人数の拡充に努めます。

（単位：年間のべ利用者数）

	提供区域		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	鳥栖中学校区	量の見込み	148	145	136	155	166
		確保方策	150	150	150	150	160
	田代中学校区	量の見込み	412	405	414	395	394
		確保方策	410	410	410	400	400
	基里中学校区	量の見込み	78	78	78	78	78
		確保方策	80	80	80	80	80
	鳥栖西中学校区	量の見込み	336	336	336	336	336
		確保方策	340	340	340	340	340
	合計	量の見込み	974	964	964	964	974
		確保方策	980	980	980	970	980
2号認定	鳥栖中学校区	量の見込み	21,162	21,036	20,331	21,429	21,941
		確保方策	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
	田代中学校区	量の見込み	22,640	22,223	23,569	22,660	22,123
		確保方策	23,000	22,000	23,000	23,000	22,000
	基里中学校区	量の見込み	5,248	6,005	6,312	6,526	6,368
		確保方策	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	鳥栖西中学校区	量の見込み	10,950	10,736	9,788	9,385	9,568
		確保方策	11,000	11,000	10,000	10,000	10,000
	合計	量の見込み	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
		確保方策	60,000	60,000	60,000	60,000	59,000

(7) 一時預かり事業（保育所等）

【事業の内容】

保護者の就労、けがや病気などのために、一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を、保育所等において、一時的に預かる事業です。

【現状】

保育所の在園児以外を対象とし、市内保育所6園において実施しています。

時期によって、一時預かり受け入れ児童の制限もあるため、利用が難しい場合も発生しています。

【量の見込み及び確保方策】

今後も量の見込みは増えるため、現在の保育所での実施を継続するとともに、今後開設される地域型保育事業等での事業実施も検討します。

(単位：年間のべ利用者数)

提供区域		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
鳥栖中学校区	量の見込み	866	818	831	851	850
	確保方策	800	800	800	850	850
田代中学校区	量の見込み	1,520	1,394	1,397	1,374	1,362
	確保方策	1,500	1,400	1,400	1,350	1,350
基里中学校区	量の見込み	278	271	277	282	279
	確保方策	300	300	300	300	300
鳥栖西中学校区	量の見込み	522	701	680	677	694
	確保方策	500	700	700	700	700
合計	量の見込み	3,186	3,184	3,185	3,184	3,185
	確保方策	3,100	3,200	3,200	3,200	3,200

(8) 地域子育て支援拠点事業

【事業の内容】

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行います。

【現状】

地域子育て支援センターの利用者数、相談件数は年々増加しています。

【量の見込み及び確保方策】

地域における子育て支援の拠点として、おおむね小学校区1校区に1箇所の設置を目指します。また、地域によっては利用ニーズがさらに増加することが見込まれるため、必要に応じ施設の拡充をすすめます。

また、身近な子育て支援拠点として、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助など機能の充実を図ります。

(単位：人日・年利用者数)

提供区域		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
鳥栖小学校区	量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
鳥栖北小学校区	量の見込み	870	870	870	870	870
	確保方策	870	870	870	870	870
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
田代小学校区	量の見込み	750	750	750	750	750
	確保方策	750	750	750	750	750
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
若葉小学校区	量の見込み	500	500	500	500	500
	確保方策	500	500	500	500	500
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
弥生が丘小学校区	量の見込み	650	650	650	650	650
	確保方策	650	650	650	650	650
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基里小学校区	量の見込み	200	200	200	200	200
	確保方策	200	200	200	200	200
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
麓小学校区	量の見込み	600	600	600	600	600
	確保方策	600	600	600	600	600
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
旭小学校区	量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
合計	量の見込み	5,770	5,770	5,770	5,770	5,770
	確保方策	5,770	5,770	5,770	5,770	5,770
		9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所

(9) 利用者支援事業

【事業の内容】

この事業は、一人一人の子どもが健やかに成長できる地域社会を実現するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等の支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としています。

子どもやその保護者の身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行う事業です。

【現状】

現在当該事業はありません。

【量の見込み及び確保方策】

現在、子育て支援コーディネーターを配置し、子育てに関する情報提供、地域での子育て支援サークル等の育成支援を行っていますが、利用者支援事業の目的や求められている役割をふまえ、子育てに関する総合的、専門的な総合窓口として機能を強化していきます。

(単位：箇所数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
箇所数	1	1	1	1	1

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【事業の内容】

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。保育施設までの送迎や保育所・学校・なかよし会の事業実施前後の預かり等を時間単位で行っています。

【現状】

子育て支援に関する地域での相互援助活動として実施していますが、ニーズ調査からも事業の認知度が高いとはいえず、また利用者も少ないため、今後も会員拡充のために、周知活動を行うことが必要です。

【量の見込み及び確保方策】

事業周知を図り、会員の拡充を図りサービスの円滑な利用に勤めます。

(単位：年間のべ利用者数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
確保方策	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600

(11) 妊婦健康診査

【事業の内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため妊婦に対する健康診査を実施します。

【現状】

妊娠届を出した妊婦に母子健康手帳を交付する際に、妊婦健診受診票（14回分）を配布し、妊娠初期から出産まで、妊娠周期に応じ各医療機関において検査を実施しています。

【量の見込み及び確保方策】

妊婦に対し妊婦検診受診票を交付し受診を奨励します。

(単位：年間実利用者数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	770	760	750	740	730
確保方策	770	760	750	740	730

(12) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の内容】

保健師及び助産師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児に関する相談・情報の提供、養育環境の把握等を行います。

【現状】

出産直後の体力的、精神的に負担感を感じる生後4ヶ月までの時期に訪問しています。育児不安や不適切な養育にならないよう、早期の訪問が必要です。

【量の見込み及び確保方策】

保健師及び助産師による訪問を実施します。

(単位：年間実利用者数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2,464	2,435	2,394	2,362	2,336
確保方策	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500

(13) 養育支援訪問事業

【事業の内容】

子育てに対して不安や孤立感等を抱えるなどの養育支援が必要な家庭を訪問し、保護者に対し、相談・助言を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【現状】

妊産婦・乳児全戸訪問において、児童や保護者に養育支援が必要と判断された場合に、保健師等が家庭訪問を行っています。保護者に対する問診、児童の健康状態を把握したうえで、母子保健、福祉の観点から相談・助言を実施しています。

場合によっては、医療機関、保健福祉事務所、児童相談所等との連携し、迅速かつ適切な対応が必要です。

【量の見込み及び確保方策】

保健師等による養育支援家庭への家庭訪問を実施します。

(単位：年間実利用者数)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	254	251	247	244	241
確保方策	260	260	250	250	250

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の内容及び今後の取り組みの内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成するものです。

今後示される、国の指針、事業実施内容等に基づき、取り組んでいきます。

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業の内容及び今後の取り組みの内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後示される、国の指針、事業実施内容等に基づき、取り組んでいきます。

4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に関する考え方

教育・保育の一体的な提供を行うため、将来の量の見込みに基づき、既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行により、認定こども園の普及促進を図ります。

また、地域の実情や教育・保育施設の状況、教育・保育の量の見込み等を考慮し、認定こども園の普及を図るとともに、移行に関し必要な施設整備を行います。

(2) 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校との連携の推進

認定こども、幼稚園、保育所、小学校との間で、幼児教育・保育の必要性の共通理解を図り、幼保小の連携を強化していきます。

地域子ども・子育て支援事業を実施するにあたって、地域の教育・保育施設との連携もふまえた事業の実施に取り組みます。

(3) 3歳未満児に係る取組と3歳以上児に係る取組の連携

乳幼児期の発達には連続性を有するものであることや、保護者の安心感を確保するため、地域型保育事業を利用する3歳未満の子どもが、3歳以降も質の高い教育・保育を利用することができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業の連携について支援していきます。

5. 子ども・子育て支援の関連施策

(1) 保育士等の確保策の推進

本市においては、保育所において待機児童が発生しており、その要因のひとつに「保育士等の不足」があげられ、放課後児童クラブにおいても、同様に指導員が不足している状況です。

今後の教育・保育施設及び放課後児童クラブの供給量を拡大するとともに、子ども・子育て支援新制度における教育・保育の質の向上を図る上でも、安定的な保育士等（保育士、その他の保育従事者、指導員等）の確保が課題となっています。

保育士等の養成、確保については、一義的には国や都道府県がその役割を担いますが、本市においても、就職面談会の開催、研修の実施、各種広報媒体を活用した潜在保育士等の掘り起こしなどに取り組むとともに、保育士等の職業あっせんを行うハローワーク、佐

賀県保育所・保育士支援センター、保育士等の養成を行う高等教育機関等との連携を図るなど、保育士等の確保に取り組んでいきます。

（２）産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用

「鳥栖市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（平成25年度）では、母親の育児休業取得後の職場復帰については、「育児休業取得後、職場に復帰した」（76.4%）が最も多く、母親の育児休業から職場に復帰したタイミングについて、30.8%の人が「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」と回答しています。一方で、育児休業中の離職は、全体で6.7%となっています。

母親が育児休業制度から職場復帰をした時の子どもの月齢については、「12ヶ月」が36.0%と最も多くなっています。母親が希望より早い時期に職場復帰した理由について、就学前児童と小学生児童ともに「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が最も多く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要がある」となっています。また、「前例で大体1年位が目安のため、自分だけ長くとりづらい」、「自分のスキルのため」、「職場が1歳までしかとれず、ならし保育を含めると少し早目の職場復帰となった」という回答があります。

以上のように、出産後12カ月での復職希望が高く、円滑な保育サービス等の提供が必要と考えられます。

これらの状況を踏まえ、育児休業期間満了時（原則1歳到達時）から特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、質の高い保育を利用できるように、平成27年度からの新規事業である利用者支援事業等の推進を図るとともに、保育所・幼稚園等のサービスが適切に提供できるように環境整備を図ります。

6. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

（１）児童虐待防止対策

乳幼児健診時に親子間の様子を確認するとともに、未受診者の中に心配なケースがみられるため、電話連絡、保育所等との連携により、児童虐待の予防、早期発見に努めています。

関係機関との連携、情報共有のため、鳥栖市要保護児童等対策地域協議会等を開催し

ます。

佐賀県等が実施する講習会への参加等を通じて体制の強化を図るとともに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や、児童相談所等の権限を要する場合は、関係法令に基づき児童相談所等の対応を求めるとともに、佐賀県と連携を図りながら適切な対応を図ります。

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は、子育てと生活の担い手を保護者ひとりが担うため、子育てや就労に関し支援を必要としています。

ひとり親家庭への支援は、児童扶養手当、保育料の軽減、ひとり親家庭医療費助成、ファミリー・サポート・センターの利用料の助成、保育所や放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業等の利用への配慮など、佐賀県が定める母子家庭及び寡婦自立促進計画等を踏まえ、自立支援を基本とした子育て、生活支援、経済的支援などを含めた総合的な自立支援に取り組みます。

佐賀労働局が本市に設置している、鳥栖市就労支援センター(愛称:ジョブナビ鳥栖)との連携を図り、就職のあっせん、就職相談、職業訓練等への支援等を行い、就労支援や相談体制の強化を図っていきます。

(3) 障害児施策

障害児とその保護者へは、必要とする支援を受けながら成長し、自立と社会参加を図ることが基本です。また、市民は障害に対する理解促進が必要です。

このようなことから、教育・保育等に携わるものの専門性の向上、専門家の協力で、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、障害児支援に関わる庁内組織、児童相談所、発達支援や就労支援を行う発達障害者支援センター、療育施設など関係機関とも連携し、必要な支援を実施していきます。

保育所、幼稚園等においては、市は障害児の受け入れに対応できるよう必要な財政支援を継続していきます。

また、心身の発達の遅れがみられる児童及び保護者に対し、育児に関する相談や療育支援のための巡回相談事業を実施するとともに、施設に従事する職員や保護者に対する研修、講演等を開催し、障害への理解促進が図られるよう取り組んでいきます。

7. 「仕事と生活の調和」の実現に向けた取り組みの推進

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現については、国の「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等において、労使を始め国民が積極的に取り組むことと、国や地方公共団体がそれを支援すること等により、社会全体で運動として広げていく必要があるとされています。

本市においても、事業所等に対し、子育て支援の重要性についての意識啓発を進めるとともに、両親が育児休業を取りやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する啓発に取り組むなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進に努めます。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

計画の策定及び将来の計画の内容変更に際しては、鳥栖市子ども・子育て会議の意見を聞いたうえで行うものとします。

2. 進捗状況の管理

保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、必要な知識を持った者等で構成する「鳥栖市子ども・子育て会議」において、各年度、計画に基づく施策の進捗状況を点検・評価を行い、計画の効果的な推進を図ります。

評価にあたっては、利用者の視点に立った指標を設定したうえで、点検・評価を行い、結果についてはホームページ等で市民に周知します。

なお、人口動態等により計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の見直しを必要に応じて行います。